

災害見舞金給付 災害補償のあらまし

給付及び補償の対象者

- ◇ PTA会員
- ◇ 児童・生徒
- ◇ 会員と同居の親族
- ◇ PTA行事への参加が事前に
PTA会長より認められている者

見舞金及び保険金の内容

自主運営

傷害見舞金

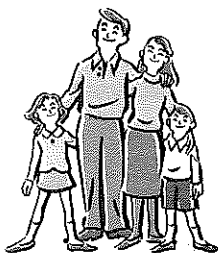
PTA活動中(往復途上を含む)に傷害を被った場合、その程度に応じて「安全互助事業積立基金」から見舞金を給付します。

- ・通院：1日につき 1,500円
 - ・入院：1日につき 2,500円
- (支給限度額は入通院合算で10万円)

診断書が必要な場合は、その費用も別途お支払いします。

死亡見舞金

PTA活動がもとで180日以内に死亡した場合、「安全互助事業積立基金」から死亡見舞金10万円を給付します。
(ただし、傷害見舞金を含む)



PTA活動の充実発展には、各種の活動中に生じる事故を未然に防ぐ安全教育を徹底するとともに、安心して活動ができる体制づくりが必要です。安全互助事業では、平成18年4月1日に施行されました「改正保険業法」に則り、平成20年7月1日からご案内のとおりの方法(内容)で実施しております。ご理解ご協力よろしくお願いたします。

保険会社委託

死亡保険金

PTA活動中のけががもとで180日以内に死亡した場合、委託保険会社から160万円支払われます。

後遺障害保険金

PTA活動中のけががもとで後遺障害を負った場合、障害の程度により6.4万円～160万円が委託保険会社から支払われます。

損害賠償責任保険金

PTA活動中にその管理運営に不備があり、身体・財物に損害を与えることにより賠償責任を負った場合、損害賠償金が委託保険会社から支払われます。

- ・対人賠償：1名につき1億円限度
1事故につき5億円限度
- ・対物賠償：1事故につき3千万円限度
- ・借用物賠償：1事故につき10万円限度

※委託保険会社：AIG損害保険株式会社

期 間

- ◇ 令和5年7月1日～令和6年6月30日
- ◇ 小1年生・中1年生及びその関係者は慣例により令和5年4月1日より対象となります。
- ◇ 小6年生・中3年生及びその関係者は慣例により令和6年3月31日で対象外となります。
- ◇ 役員は、任期終了まで対象となります。
- ◇ 年度の途中で会員でなくなった場合(県外転校等)は、対象外となります。

会 費

- ◇ 年間1会員当り40円 (年会費には、保険会社に支払う保険料31円が含まれます。)

その他

- ◇ 細菌性食物中毒及び熱中症による死亡・後遺障害は対象となります。

※PTA活動において、けが・事故等がありましたら、詳細についてはPTA担当の先生(教頭先生)にお尋ねください。

愛知県小中学校PTA連絡協議会

〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目49番10号
愛知県教育会館 6F
TEL 052-251-8820 FAX 052-262-6510